

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和元年5月18日 10時20分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市冠島南西方沖 宮津黒埼灯台から真方位082° 5.3海里付近 (概位 北緯35° 36.6′ 東経135° 21.8′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>はやしだ</sup> 林田丸は、航行中、機関の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 林田丸、5トン未満（長さ8.00m）
船舶番号、船舶所有者等	251-8865 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、航行中、機関が停止した後、機関の運転ができなくなった。</p> <p>船長は、左右の燃料油タンクを合わせて満量が約300ℓであるところ、本インシデント後には約50ℓの残量となって液面が低下しており、燃料ポンプが空気を吸入して機関に燃料を供給できなくなったことを知った。</p> <p>船長は、燃料油ポンプ内の空気を抜く方法を覚えておらず、実施することができなかった。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に通報し、来援した巡視艇によりえい航された。</p> <p>船長は、ふだん1航海当たり約50ℓの消費量として4航海後に給油して満タンクとしていたが、本インシデント当時、5航海目であるところ、4航海目と誤解していたので、給油を行っていなかった。</p>
分析	本船は、出航前に燃料油タンク内の残油が確認されておらず、航行中、燃料油タンク内の液面が低下したことから、燃料ポンプが空気を吸入して燃料を供給できなくなり、機関の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、出航前に燃料油タンク内の残油が確認されておらず、航行中、燃料油タンク内の液面が低下したため、燃料ポンプが空気を吸入して燃料を供給できなくなり、機関の運転ができ

	なくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出航前には、燃料油タンク内の残油を確認した上で給油の必要性を判断し、航程を考慮して余裕を持った量を積載すること。</li><li>・ 燃料ポンプ内の空気を抜く方法を熟知しておくこと。</li></ul>